

新型コロナウイルス感染症への対応について

2020年9月1日

弁護士法人さくらさく法律事務所
代表社員 弁護士 櫻田 真也

1 2020年6月1日以降の営業時間

2020年4月13日から時間短縮営業を実施していましたが、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日から通常通りの営業時間（下記のとおり）に戻させていただきます。なお、今後、改めて緊急事態宣言が発出された場合などには、再度時間短縮営業等を実施する可能性がありますので、ご了承ください。

記

【6月1日以降の営業時間】 平日 9:30～18:30（土日祝日は休業）

2 所内における感染症対策

引き続き、所内において下記の感染症対策を実施してまいります。

- ① 所員がマスクを着用した上で対応させていただく場合があります。
- ② 所員の手洗い・うがいを徹底します。
- ③ 随時、入口ドア、受付カウンター、面談室等の除菌清掃を実施します。

3 電子メール利用推奨及び Web 会議実施の継続

当事務所に対するご相談やご連絡は、引き続き電子メールによる方法を推奨させていただきます（もっとも、電子メールの利用が困難な場合などは、ご遠慮なくお電話ください）。

また、6月1日以降、面談等のためのご来所にも通常通り対応させていただきますが、感染症拡大防止の観点から、インターネット環境にありカメラ及びマイクが利用できるパソコンやスマートフォンをお持ちの方におかれましては、引き続き Web 会議による面談や打合せを実施させていただく場合がありますので、ご了承ください。

4 ご来所される方へのお願い

ご来所される場合には、以下の点をご確認くださいようお願いいたします。

- ① 事前に又はご来所時に、健康情報をご申告いただく場合があります。何らかの体調異常がおありの場合には、ご来所をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- ② 可能な限り、マスクを着用してください。
- ③ ご来所時、受付カウンターの消毒液にて手指を消毒してください。
- ④ 面談室の窓を開けるなどして換気をさせていただきます。
- ⑤ 所員との面談は、可能な限り、短時間で終了するよう心がけてください。

以上